

2020年4月15日

中国電力株式会社

代表取締役社長 清水希茂 様

要請一託送料金への廃炉円滑化負担金と賠償負担金の上乗せを思い止まっていただけをお願いします。—

一般社団法人グリーンコープでんき
代表理事 熊野千恵美



前略、昨年4月26日には標記に係る貴重な意見交換の時間をいただきました。また、その記録の公開に協力いただきました。あらためて、お礼を申し上げます。

さて、いよいよ本年4月1日より件の経済産業省令第77号が施行され、おそらく貴社でも託送料金への廃炉円滑化負担金と賠償負担金の上乗せに関わる諸作業が開始されていると思います。よろしければ、昨年の回答以降の様子、現時点と今後の手続き状況等について教えていただけますようお願いします。

そのうえで、私たちは再度、それを思い止まっていただけよう、貴社にご要請します。心よりその検討をお願いいたします。

記

1. 電力システム改革政策のための小委員会での議論とされる点について、疑問が残されています。

(1) 標記に係る昨年の意見交換で、貴社は「電力システム改革政策のための小委員会」で議論されて制度になった。ネットワーク事業者として『回収しなければならない』の省令に則って運営したい」と言われました。つまり、託送料金に廃炉円滑化負担金と賠償負担金の上乗せをされるお積りでいると思います。

(2) しかし、この議論に基づいてつくられたとされる省令については、法律に照らして次のような疑問があり、違法性をもつと思います。

1) 廃炉円滑化負担金について、経産省は「廃炉時に使用済燃料再処理等拠出金の未拠出分がある場合、それが廃炉円滑化負担金の対象になる」と言っています。後日詳細説明をもらう予定ですが、これまでに私たち新電力とその利用者が「使用済燃料再処理等既発電費」として負担している（1981年～1986年の原発運転時の使用済燃料再処理費用として法律で定められている）もの以外に、新たな別の使用済燃料再処理に係る費用が、廃炉費用の名のもと、法律によらず託送料金に上乗せされることになるように思えますし、そもそも廃炉円滑化負担金の前提となる廃炉会計制度（2013年と2015年の経産省委員会でつくられた）が、法律によらず、国民から原子力事業者へ財産を転移するものとなっています。

2) 賠償負担金について、経産省は「〈賠償負担金〉は〈一般負担金の過去分〉で、現在の一般負担金年額1, 630億円を基準に計算して総額2.4兆円である」と言っています。「一般負担金」は将来の原発事故への備えと東京電力原発事故賠償に充てるために他の原子力事業者も協力して出す資金であって、極力それを電気料金に含めず（東電事故賠償に係る）国民負担を最小化していく、と法律（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法）で定められています。その一方で、法律によらず省令でもって「一般負担金の過去分（＝賠償負担金）」を託送料金として原子力事業者ではない新電力事業者から回収し、かつ、その国民負担を前提とすることを件の委員会は決めています。これは原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に定める「一般負担金」や附則の定めを逸脱しています。

3) 何よりも今般2つの負担金を託送料金に上乗せする根拠を、経産省は「電気事業法に基づく」と言っていますが、それは「託送料金約款を経産大臣が認可する」という以上のことではなく、具体的な根拠足りていません。つまり、法律に基づかず新たな国民負担を省令で決めていることになります。

(3) ほかに疑問は多々あって、経産省にその説明を求めているところです。少なくとも上3点のようなことについて、「委員会の議論と省令にしたがう」とされる貴社自身がどう理解されているのか疑問ですし、きちんと理解されていないのではないかと思います。ぜひ貴社自身のお考えをお聞きしたいし、そうした説明もなく、疑問が残されたままで託送料金にこの2つの負担金の上乗せされ、値上げとなることについて、私たちは承服しかねます。

2. 原発事業者であり、かつ、これまで「一般負担金」を自らの経営のなかで負担し、それを電気料金として国民に負担させてこなかった貴社のとられてきた立場を今後とも堅持され、今回の上乗せを思い止まってほしいと思います。

(1) 2011年に、事故を起こした東京電力はもとより、他の電力会社も最大限の経営合理化を進めて国民負担を最小化せねばならないと喧々囂々議論されたうえで、「賠償負担金（＝一般負担金の過去分）」の元とされる「一般負担金」を原子力事業者が相互扶助によって拠出することと、それを料金に転嫁して国民負担とすることもあることが決められました（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法）。

(2) 貴社は2011年度以降ずっと、その「一般負担金」を自らの経営のなかで負担し、それを電気料金として国民に負担させてきませんでした。公表されている資料では、2019年度までの合計額は340億円弱であると思われます。この点について、私たちは、昨年意見交換の時にもお伝えしましたが、貴社のこの判断は本当に適切かつ誠実なあり方だった、と思っています。

(3) 今般の省令では、確かに「（廃炉円滑化負担金と賠償負担金を）回収しなければならない」となっています。これについて、「もしネットワーク（送配電）事業者の判断で回収しないとした場合に、ペナルティや禁止命令などはあるのか。」と経産省に尋ねました。それに対して、経産省は「一般的な監督権限のなかで確認を行う。経営判断としては（利用者に負担させないという裁量や自由が）ネットワーク（送配電）事業者にはあると思う。」との応答でした。

- (4) 電気事業法が高らかに掲げるとおり、電気料金や託送料金は「透明・公平・公正」でなければならないと思うのです。やはり、原子力の発電に係る費用を、送配電の費用に係る託送料金に上乗せすることは、本来の託送料金のあり方を歪めてしまうことになると思われます。これまでの「一般負担金」に対して取ってこられた貴社の立場を今後とも堅持され、今回の上乗せを思い止まってほしいと思います。

3. 加えて、託送料金の引き下げをより真剣に検討していただきたいと思います。

- (1) 経産省は今般の上乗せを思い止まってほしいという要請に現在まで耳を傾けてくれないのですが、それどころか今度は、「託送料金のルールを見直して、大手電力会社が送配電網の工事費を削減して費用を浮かせた場合、現在はその分の託送料金値下げを求めているのを、今後は大手電力会社の利益に還元できるようにする」と検討していると知りました。
- (2) これまで総括原価方式によって係る費用はすべて国民に負担させてきた一方で、これからは経営努力の効率化で浮いた費用を大手電力会社の利益とするというのは大手電力会社への優遇であって、そうした結果、託送料金の公正・公平さが遠く後回しになると思えてなりません。
- (3) 4月1日に送配電分離が実施されました。これまでやはり大手電力会社は国策としての原発推進と優遇や総括原価方式に胡坐をかいてきた、と私たちは考えています。今後も託送料金算定には総括原価方式が残されるということです。これまでを省みて、電力自由化の意義をかみしめ、託送料金には原子力発電に関わる費用を含めないことや送配電費用を削減することに努め、託送料金の引き下げを真剣に検討していただきたいと願います。

以上の要請につきまして、貴社のお考えを書面でお聞かせください。5月15日までにいただければ幸いです。

また、新型コロナウイルスの感染リスク対応の観点から開催することができるようになった時点で、昨年と同様に、説明と意見交換の場をもっていただけることをお願いします。何とぞ、お取扱いをよろしくお願いいたします。

草々